

## 第31回大阪市動物愛護推進会議 会議録

### 1 日 時

令和元年12月20日（金） 午後2時～4時30分

### 2 場 所

大阪市役所 3階 301会議室

大阪市北区中之島1-3-20

### 3 出席者

大阪市動物愛護推進会議

桑原委員、高山委員、田島委員、富永委員、山移委員

オブザーバー

大阪府動物愛護畜産課 岡崎動物愛護総括主査

大阪府動物愛護畜産課 小椋企画総括主査

事務局

大阪市健康局生活衛生担当部長 川人 優

大阪市健康局健康推進部生活衛生課長 井阪 昭彦

大阪市健康局健康推進部動物管理センター所長 寺西 敏浩

大阪市環境局事業部事業管理課長 西尾 民男

大阪市健康局健康推進部保健主幹兼動物管理センター保健主幹 松村 国彦

大阪市健康局健康推進部動物管理センター分室保健副主幹 槇山 功

大阪市健康局健康推進部生活衛生課長代理 木本 一英

大阪市健康局健康推進部生活衛生課担当係長 中本 成彦、津崎 貴則

大阪市健康局健康推進部生活衛生課係員 柳瀬 拓磨

大阪市健康局健康推進部動物管理センター係員 玉井 宥

### 4 議題

- (1) 「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた行動計画の進捗状況について
- (2) ハト、カラスその他の動物に対する無責任な餌やり行為による生活環境の悪化を防止するための条例改正について
- (3) 「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正について
- (4) 大阪府動物虐待通報共通ダイヤル「アニマルポリス#7122」について
- (5) 平成30年度及び令和元年度動物愛護推進員研修会について
- (6) その他

### 5 配布資料

次第

配席表

委員名簿

資料1－1～2

資料2－1～3

資料3

資料4

資料5－1～2

資料6

参考資料 大阪市動物愛護推進会議開催要項

## 6 議事

### 【事務局：津崎】

定刻となりましたので、ただ今から第31回大阪市動物愛護推進会議を開催させていただきます。

各委員の皆様方には、何かとお忙しい中、本会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、開会にあたりまして、大阪市健康局生活衛生担当部長の川人からご挨拶を申し上げます。

### 【事務局：川人】

皆さんこんにちは。大阪市健康局生活衛生担当部長の川人でございます。

皆様方にはご多用のところ第31回大阪市動物愛護推進会議にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、日頃から本市動物愛護管理行政に格別のご理解、ご協力を賜りまして、ありがとうございます。

さて、皆様方もすでにご存じのとおり、6月19日に改正動愛法が公布されたところでございます。主な改正点といたしましては動物の所有者などの遵守すべき責務が明確化されたこと、また、動物取扱業者におきましても、遵守基準が今後、具体的に定まると聞いています。また一方、幼齢の犬猫の販売日齢の規制がかかってきております。犬猫の販売業者に関しましてはマイクロチップの装着と登録が義務化され、また動物虐待につきましても罰則の強化と、色々と改正されるところでございまして、これらが今後、段階的に施行されていくような状況でございます。

そういった中で、国の方では来年の6月1日の施行に向けて省令改正のパブリックコメントを始めております。本市といたしましても国の動向を注視しながら取り組みを進めていかなければならないと考えているところでございます。

一方、本市におきましても、皆さまご承知のとおり本年の統一地方選挙の際には府知事と市長のダブル選挙がございまして、前府知事が大阪市長に就任されております。松井市長におかれましても、前市長に勝るとも劣らず動物に対する関心の高い市長でございまして、我々が進めております2025年までに犬猫の理由なき殺処分ゼロを実現するための取り組みを、さらに進めていくよう指示されておるところでございます。

そういった中で松井市長が大阪府知事の時代に、「アニマルパートナーシップ制度」というものを開始されまして、これはどういったものかといいますと、優良な動物取扱業者を登録して公表

していきましようという制度でございますけれども、これを大阪市でも8月1日から実施しているところでございます。

また9月1日には松井市長のご友人になります、世界的に有名なグラフィックデザイナーの黒田征太郎さんに動物愛護に関する猫のイラストを5種類描いていただいたということで、それをTシャツに印刷して販売し、動物愛護の寄付にあててはどうかというお話でございました。なかなか大阪市では制約が多く非常に難しいので、公益社団法人大阪市獣医師会の先生方に協力をお願いいたしまして、獣医師会で製作、販売していただいて、その収益の一部を動物愛護推進のためにご寄附いただいております。そういった取組みも行っています。

また、10月1日からは、大阪府が中心となって動物虐待に対して早期に発見し、そして改善指導していく、また一方、動物虐待が犯罪であると周知にもなるということで、大阪府下でそういった動物虐待に関する通報窓口を一本化するため、大阪府を中心に大阪市、堺市、大阪府の中核市が協力して「アニマルポリス#7122（悩んだらワンニャンニャン）」を開設しているところでございます。

また、皆様も報道等でご存じかとは思いますが、大阪市住吉区の我孫子周辺におきまして、ハト・カラスに無責任な餌やりを行うことで生活環境被害が出ていると、報道等でもとりあげられて、その後、「大阪市住吉区我孫子周辺の野鳥（カラス・鳩）による環境や健康被害に関する陳情書」が提出されました。そういった関係で、無責任な餌やり行為による生活環境の悪化を防止するために大阪市にもともとあります、「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」を改正する条例案が12月12日に本会議で可決され、そして同月14日から施行されているところでございます。この件につきましては本日、担当されています環境局の西尾事業管理課長から説明があると聞いております。この条例改正はメディアで報道されていますが、「餌やり禁止条例」ではなく餌やり行為後の清掃を義務付けるものでありまして、「街ねこ事業」や、「公園猫サポーター事業」を規制するものではありませんので、そういったところも私どもも広く周知していかななくてはならないと考えているところでございます。

本市といたしましては関係部局がワンチームとなりまして「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」達成に向けて進めていきたいというふうに考えております。

本日は委員の皆様方の忌憚のないご意見を頂戴しながら、実りある会議となりますことをお願い申し上げます、挨拶にかえさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いたします。

#### 【事務局：津崎】

川人部長ありがとうございました。

今回の会議につきましては、今年度から新たにご就任いただいた委員の方もおられますので、会議の委員の方々をご紹介させていただきます。

お手元の資料に配席表と本会議の委員名簿を添付しておりますので、ご参照ください。

大阪府愛玩動物協会の桑原委員でございます。

公益社団法人 大阪市獣医師会 副会長の高山委員でございます。

公益社団法人 日本動物病院協会の富永委員でございます。

公益社団法人 日本動物福祉協会 南大阪支部 支部長の山移委員でございます。  
公立大学法人 大阪府立大学 生命環境科学部 准教授の田島委員でございます。

続きまして、事務局の出席者につきましても紹介させていただきます。

先ほどご挨拶させていただきました、生活衛生担当部長の川人でございます。  
生活衛生課長の井阪でございます。  
動物管理センター所長の寺西でございます。  
健康推進部保健主幹兼動物管理センター保健主幹の松村でございます。  
動物管理センター分室保健副主幹の槇山でございます。  
生活衛生課長代理の木本でございます。  
生活衛生課担当係長の中本でございます。  
生活衛生課の柳瀬でございます。  
動物管理センターの玉井でございます。

そして、本日の議題となっている「ハト・カラスその他の動物に対する無責任な餌やり行為による生活環境の悪化を防止するための条例改正について」の説明のため、環境局からご担当者にご出席いただいておりますので、ご紹介させていただきます。

環境局事業部事業管理課長の西尾でございます。

また、例年、オブザーバーとして大阪府のご担当者にもご出席いただいておりますので、ご紹介させていただきます。

大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課 企画総括主査の小椋でございます。  
大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課 動物愛護総括主査の岡崎でございます。

最後となりましたが、本日、司会進行をさせていただきます生活衛生課担当係長の津崎でございます。

本日の出席者は以上でございます。

なお、川人部長におきましては、このあと公務の予定が入っておりますので、ここで退席させていただきます。

議事に先立ちまして「大阪市動物愛護推進会議の運営方針」により、本会議及び議事録につきましては原則公開となっております。そのことを申し添えます。本日傍聴者につきましては、現在のところ1名となっております。

それでは、本日お配りしております資料のご確認をお願いします。

まず、第31回動物愛護推進会議次第と配席表及び大阪市動物愛護推進会議委員名簿をそれぞれお配りしています。

また、資料として

資料 1-1 : (概要版) 犬猫の理由なき殺処分ゼロに向けた行動計画

資料 1-2 : 犬猫の理由なき殺処分ゼロに向けた行動計画

資料 2-1 : 「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する条例案」について

資料 2-2 : 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例 (新旧対照表)

資料 2-3 : 条例改正に関するフリップ

資料 3 : 改正動物愛護管理法の概要

資料 4 : 大阪府動物虐待通報共通ダイヤル「おおさかアニマルポリス # 7 1 2 2」の活用

資料 5-1 : 平成 30 年度動物愛護推進員研修会開催結果

資料 5-2 : 令和元年度動物愛護推進員研修会開催結果

資料 6 : 平成 30 年度「所有者不明猫適正管理推進事業」実施地域に対するアンケート結果

参考資料 : 大阪市動物愛護推進会議開催要綱

以上でございますが、資料に不足や落丁等はありませんでしょうか。ございましたら、事務局までお申し出いただきますようお願いいたします。

それでは議事に移る前に、今年度、新たに委員の委嘱をさせていただきましたので、座長を改めて選任したいと思います。

参考資料としてお付けしております、大阪市動物愛護推進会議開催要綱の第 3 条により、「座長は委員の互選により定める」と規定されておりますが、どなたかご推薦はありますでしょうか。

#### 【桑原委員】

田島委員にお願いしたいと思います。

#### 【事務局：津崎】

他にご意見はございますでしょうか。

特にないようですので、それでは田島委員に座長をお願いしたいと思います。田島委員に座長席へお移りいただきまして、以後の議事進行をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

#### 【田島座長】

ただいま座長に選任いただきました田島でございます。微力ながら精一杯努めさせていただきますので、皆様ご協力のほどよろしくお願いいたします。

では、開催要綱 第 3 条に「座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する」とありますので、それにしたがって、座長代理を決める必要があります。座長代理を高山委員にお願いしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

ご意見はないようですので、高山委員どうぞよろしくお願い致します。

**【高山委員】**

よろしくお願いします。

**【田島座長】**

それでは本日の議題に移ってまいります。議題が1、2、3と順番にありますが、都合により2番の議題からさせていただきます。

**【事務局：津崎】**

こちらの都合により議題1を後にさせていただきます、まず議題2の方からご説明をさせていただきますと思います。

それでは議題2「ハト・カラスその他の動物に対する無責任な餌やり行為による生活環境の悪化を防止するための条例改正について」につきまして、本日ご出席いただいている西尾課長からご説明させていただきます。西尾課長よろしくお願いします。

**【西尾課長】**

改めまして、環境局事業部事業管理課長の西尾でございます。どうぞよろしくお願いいたします。私の会議予定が重なりまして2番目の議題を繰り上げましてご報告させていただきます。申し訳ありません。よろしくお願いいたします。失礼ですけれども座らせていただきます。

お手元の資料を3種類今回ご用意させていただいているのですが、資料2-1がいわゆる今回の条例改正の主旨目的、内容、行動計画を載せさせていただいているものでありまして、2枚目の部分につきましては川人部長の方から先ほどありましたけれども、住吉区我孫子町周辺でハト・カラスの餌やり行為が非常に問題になっており、マスコミにも取り上げられて、そういった中で可及的速やかに対応しなければならないということで、今ある条例の中で厳罰をもうけるのが一番早く対応できるという判断から、動物は健康局の所管になるのですが、ここはいわゆる生活環境をおびやかすということで、それを改善するため、私どもの廃棄物条例の中での生活環境の保持の条項がありますので、その部分で規定を設ける、また罰則規定も設けるということでこれまでであった条例の条文に対して今回加筆修正してご用意させていただきました。

それでは資料2-1をご覧くださいののですが、裏面をまずご覧ください。

経過でございますが、JR阪和線の我孫子町駅周辺ですけれども、5、6年、場所によっては10年以上前から一部地域の住民の方が毎朝早朝にハト等への餌やり行為があるということで、これまで住吉区役所では餌やり行為を行うものに対して近所の人に迷惑なのでやめてくださいと、いわゆる啓発指導ということで、答める根拠となる法令や条例がございませんでしたが、住民から苦情が出ているのでおやめくださいという啓発しかできなかった状況がございました。

そういった中で令和元年9月10日ですけれども、この5、6年もしくは10年間お困りになっていた方々が、もう我慢できないということで大阪市会に「陳情書」を提出されました。第54号「大阪市住吉区我孫子周辺の野鳥（カラス・鳩）による環境や健康被害に関する陳情書」を大阪市議会に提出され、10月3日の本会議にて採択されたということです。

こうした状況をうけまして、本市内部でどういった対応が適切なのかということで、3副市長を交え、健康局長、環境局長、それぞれの幹部が集まりまして可及的速やかに対応するにはどう

するのがベストなのか、一番お困りになっている住吉区近隣の住民の方々の被害に1日でも早く対応せねばならないということで、議論の末、最終的に今まであった廃棄物の条例の部分で足らなかったところ、不適切な餌やり行為によって食べ残した餌、夏場であれば1日たったら臭いがするとか、動物が集まることによりまして羽とか糞とかの被害も事実確認をして相当な被害になっているという状況がありますので、これをほったらかしにするのではなくて一定の清潔保持を守るためには残ったものの餌の回収ですとか、後は清掃をしていただく掃除していただくという趣旨で、条例改正をした次第でございます。

そうした中で条例改正の主旨目的ですけれども、ここが非常に大事なところでして、条例改正の主旨目的は、餌やり自体を規制するものではございません。餌やり行為後に餌の回収をしないことによって生活環境を著しく阻害する行為を規制するものであるということ、ここが一番のポイントとなっております。

今回のようにハト・カラス等野鳥にえさをやること自体はいかかなものかとは思いますが、そういったところはさておき、残ったエサ、あるいは羽などが非常に周辺の住民の方に迷惑なので、そこを無くしていくために条例改正をしたということです。改正の内容は申し上げたような中身で、とにかく清掃その他必要な措置を義務付けるというところからはいっています。

餌そのものは廃棄物ではございません。あくまでもほったらかして残ったものが不要物ということで廃棄物になります。その回収を義務設けることで生活環境を元に戻すという形で今回やっています。その義務規定を設けるとともに、生活環境を著しく阻害する場合には改善命令、廃棄物条例第29条の改善命令を行いまして、さらにその改善命令に違反した場合には違反した人に対して廃棄物条例第43条の部分の中で、5万円以下の過料を取ることにになりました。5万円以下の過料といいますのは、地方自治法上の条例違反に対する行政処分としては最高額という規定になっていまして、最高限度額を今回適用していきたいと考えております。

条例改正までの経過でございますが、資料2-1にありましておとり9月10日に陳情書が提出され、10月3日に本会議で採決されたということで、以降、可及的速やかにパブリックコメントなども出させていただくなかで、条例改正案そのものにつきましては、経過にもありますとおり、本年11月29日、市会に条例改正案を提出させていただきました。

また12月6日には常任委員会、建設港湾委員会でご審議いただいた上で、採択いただきまして12月12日の本会議において条例改正案を可決いただいたところです。

翌日12月13日に公布いたしまして14日施行となっております。ただし、過料徴収につきましては5万円という金額を違反者から徴収するということになるのですが、それにつきましては速やかに啓発といいますか周知をしなければならない規定でありますので、指導や勧告は12月14日以降速やかに適宜対応していくわけですが、過料徴収できるのは一定の周知する期間がありますので3月1日からと考えております。

では裏面を見ていただきまして、今回陳情書が出たということを受けまして、9月12日から環境局、住吉区役所あるいは健康局、建設局、いわゆる我孫子町周辺の道路、その所管管理課であるのは建設局ですし、動物関係につきましては健康局、また、住吉区役所で苦情の対応を行ってきた経緯がありますので、今回、担当局である私ども環境局と、健康、建設、それから住吉区役所3局および1区が連携して、相手の餌やり行為に対し、朝の4時30分に現地へ我々が行っております。条例がまだなかった段階の中では、いわゆる啓発指導および説得ということで、啓発

だけやってきたところでございます。

最後直近には12月13日にやらせていただいて、条例は14日に施行ということになりますので、14日以降に会うことになりましたらまさしく指導1回というカウントになります。そうでなくても最後の通告ではないですが、「明日から条例が適用されます。あなたのこの行為をやめないことには指導1回ということになり、数回になりましたら次の段階、文書勧告等々、最終的には過料徴収に進んで、あなたの行為をやめていただくために、ずっと私どもは指導に参ります。」ということで、これをきっかけにやめるよう啓発したところでございます。

先ほども少し触れましたけれども条例改正のパブリックコメントを、10月3日の本会議での陳情書の採択後、速やかに週明けの10月7日から11月1日で実施しまして、まとめあげたものを11月15日に公表いたしました。

意見につきましては1,109人の方からいただきまして、おひとりで複数の意見などもございますが累計1,426件の意見を頂戴しました。こうした条例を作ること、罰則規定付きの条例を作ることについて賛成いただいたのが61件でございました。一方で反対につきましては、1,050件ですが、今回の条例改正の対象となるのがハト・カラスの陳情ですけれども、そうした餌やり行為の後に残ったものの部分におきましてはハト・カラスに限ったものではないということで、所謂その他の動物にもいえるということで、今回このようにさせていただいた中で、その部分についてハト・カラスだけでいいのではないか、その他の動物という表現を削除して欲しいとか、具体的に、猫は削除して欲しいといった意見がございました。

そうした意味で反対ということになっているのですけれども、大阪市の考えといたしましては、いわゆる餌やり行為そのものを咎めるものではなく、TNR活動をされている方々は不妊去勢手術をなさっていますし、そのような中で一代限りの命を地域で育てていくという考えのもとにやっている事業ということで、その方々におかれましてはきちりとした餌やりをやられて適正な管理をされているので、条例の対象外になるのかなという認識を持っているところでございます。

餌やり行為ではなくて、適切な生活環境を阻害することのないようにきちりとした清掃、回収の取り組みをやっていただきたいということで、今回条例を制定させていただきました。そうした考え方の中でこの条例案を議会提出して可決承認いただいたという経過になってございます。

具体的に資料2-2でございますが、右側が現行のこれまでであった条文でございまして、左側が加筆修正されたものとなっております。

これまでの「廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」第26条に公共の場所の清潔保持ということがあったのですけれども、第1項には「公共の場所において」「紙くず、吸い殻、空き缶その他の廃棄物を捨ててはならない」という規定がございました。また第2項のところ、「公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物を公衆に配布し、又は配布させた者は、その場所及び周辺に当該宣伝物等が散乱しないように清掃を行う等の必要な措置を講じなければならない。」というこの2つの項目があったのですけれども、餌そのものは環境省の見解では食物でありゴミや廃棄物ではないというふうなことで、この第26条第1項では規定できない、規制の対象にならないということもありました。第2項につきましても、これはあくまでもビラだとかティッシュ配りだとかで該当しない。そうした中で今回、第4項を設けまして、「第1項に規定する公共の場所又はその周辺において、はと、からすその他の動物に餌を与えた者は、当該与えた行為により同項に規定する公共の場所に、餌又は動物のふん尿その他の汚物、

毛若しくは羽毛が散乱し、又はふん尿その他の汚物による臭気が発散しないよう、清掃を行う等の必要な措置を講じなければならない。」としました。

そうした中で、もともと改善命令というものがございましたけれども、その部分に照らし合わせた上で、第43条第1項第2号に「第29条の規定による命令に違反した者」には5万以下の過料を徴収する規定を設けました。不適切な餌やり行為によって生じた餌とかふん尿を始末しない場合には口頭指導が入りまして、文書勧告、そして改善命令、それでも聞かない場合には最終的に過料徴収となります。それを担保するための条項の整理が第43条第1項第2号ということです。ちなみに第1号につきましては、あくまでも古紙回収いわゆるリサイクルの部分なので、今回新たに第2号でハト・カラスそういった動物への給餌行為に対する改善命令への違反として成立させていただいたところです。

資料の2-3ですけれども、そうした条文について、記者会見において市長からご説明いただいています。今回の条例改正につきましては動物に餌を与えた方に清掃を行うことについて義務付けいたしますということで、目的は、ハト、カラスその他の動物に餌を与えた方に清掃等を義務付けることによって、公共の場所の清潔を保持し、生活環境を守るということで、内容につきましては、施行が12月14日、改正内容が動物の餌を与える方に対して、残った餌や動物のふん・羽毛等の散乱、ふん尿等による臭気が発散しないよう、清掃することの義務化、残ったものを回収および清掃することを義務化したということです。連絡窓口に関しましては各区の保健福祉センター生活環境業務担当で、これまでそうした動物に関する苦情等にも対応いただいていたところで、今まで通りそこで受けていただくということです。改善命令につきましては、義務違反により生活環境を著しく阻害している場合ということになります。

はじめに窓口で相談があった場合には、今までの区役所では、「皆困っていますからだめですよ」と言っていましたけれども、条例ができましたので「周辺の方々から苦情が来ています。これは条例違反です。ちゃんと掃除してください。」というところまでご対応いただくのが区役所になってきます。

いわゆる口頭指導、処分になってくるものは環境局の方で、条例の所管局となっている我々の方で対応させて頂こうかというところがございます。

罰則につきましては3月1日から改善命令に違反した場合、過料5万円を徴収します。ポイントは、くどいようですけれども、生活環境を阻害する行為を規制するためのもので、そのための改正です。餌を与える行為を規制するものではありませんということを、改めて言わせていただきます。

手続きですけれども、「餌を与えた後、清掃等がされていない」「餌が残っている」「抜け落ちた羽毛等の散乱」「ふん尿の臭気」等のことで苦情が発生した場合、連絡窓口は各保健福祉センターの生活環境業務担当の方で一旦受けていただくということで、電話相談とか現地確認、餌を与えた後に清掃等を行ってくださいというような啓発の部分をこれまでどおりさせていただきます。いわゆる初期の段階では地域の窓口である保健福祉センターでの対応ということで考えております。

一方どうしても理解いただけない、街を汚している状況が続くということがございましたら保健福祉センターの方から我々環境局の方にそういった部分についてご報告いただきまして、以後、清掃を行う場合の指導、文書勧告、改善命令、過料徴収という形で書かせていただいております。

非常に雑駁な説明でわかりにくかったかもしれませんが、説明としては以上でございます。

**【田島座長】**

ありがとうございました。それではただいまの説明について、何かご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

**【山移委員】**

資料の裏側のパブリックコメントのところなのですけれども。ハトやカラスはすごく地域性があると思いました。だいたい毎回相談に上がるのが、手術も後始末も何もしないでひたすら餌だけやるというトラブルがとても多いです。だからあまりハトとかカラスっていうのは相談が無いんですよ。

ですから、ここの反対意見ありますよね、ここはこの条例改正から犬や猫を除いてくれればいいですよ、という意味ですか？

**【西尾課長】**

そうですね。

**【山移委員】**

そういう意味ですね。そうしたら餌をやっても全然構わないわけですね？猫ちゃんに手術も何もせずにとにかく餌だけポンと置いていってしまうという、それでも許される訳ですね？

**【西尾課長】**

ですからそこは適正な管理ということになりますので、今回の条例の中では犬も猫もいわゆる適正な管理をやってくださいということで、それをやってない方につきましては条例の対象となります。

私が少しややこしい言い方をしてしまったのですが、いわゆる街ねご事業に参加されている方については、餌やり行為の後始末をきちんとやっておられるということで、街ねご事業、所有者不明猫適正管理推進事業ですか、その部分は地域の方のご納得があって、メンバーの中に入られて3名以上できっちりとやっていく制度の中で実施されていますので、それら取り組みにつきましては、餌をやりっぱなしではなくて、やって終わった後については清掃もされているということで報告を受けています。そういった方々については全然咎めることは一切ございません。

**【山移委員】**

これがニュースになった時に、出来たらいいなと言っていたのが、猫ちゃんをきちんと管理して餌をやっている方、その人たちにしてみたら何もしないでただ餌だけ置いて逃げていくという人と区別ができるわけですよ、きっちりしている人と。そちらの方がこの条例によって淘汰されていくのであれば、きちんとやっている人がやりやすくなるということで、凄く期待を持ったんですよ。

でも書いてないので「やりたい放題なのだ。」となってしまうんですね。受け取り側にしてみたら、読んでも猫ちゃんが入ってない。それでは「人目を忍んで夜に餌を持って来てポンと置けばわからないからこれはいいんだ。」と、そういう風に受け取る人もいるわけですよ。だからそういうところを、「そういうのはダメですよ」という対策が、1つどこかに入っていたら充分だったかなと思うのですよね。そういう片一方が抜けているなというのがあるので。

**【西尾課長】**

動物の餌をやる場合につきましては、清掃だとかゴミの回収等はきっちりやってくださいということが条例で規制されました。色々な動物を愛されている方がいらっしゃると思うのですが、まさしくそれが出来ていないということでございましたら、私どもが条例の主旨に基づいて説得、口頭指導から入らせていただいくということです。適正な管理の下でちゃんと回収なさるようになれば何も咎めるものはございません。

**【山移委員】**

実際これがニュースになった時に耳には入ってきているのですが、適当に餌をやっている人に対して「条例でこういうのが許されなくなるよ」と言ったら「猫は入ってないよ」と言われて逃げたというのですね。それを聞いた時に、その辺の解説もきちんと文章で出しておかないと、本当はこうなのだというのが分からないんですよ。外からパッと見た時に条例に「猫も入っているんだ」みたいな方が、効果があると思います。

**【桑原委員】**

要するに餌やり行為は規制できないということで、その後にはちゃんときれいにしておいてくださいよという事でしょう。これの主旨は。

**【山移委員】**

でも実際には猫が増えていっているんです。手術せずに餌を貰っているのです。そういうところも詰めておいた方が、猫がどんどん増えていくことも抑えられるのかなと思います。

**【田島座長】**

他にご意見よろしいでしょうか。

**【桑原委員】**

要するに、えさやりもそうですけども、例えば公園なんかでブラッシングしてそのまま毛を捨てるというのも対象に当然なるということですよ？

**【西尾課長】**

そうですね。今回は餌やりということであるわけですが、動物を管理する中で生活環境を維持するということで、求めていかなければならないと考えております。

**【田島座長】**

ハトやカラスに迷惑にしている我孫子町で、被害はどのようなものがあるのでしょうか？

**【西尾課長】**

ただいまこの我孫子町駅周辺はハトやカラスの数が常軌を逸してしまっていて、申し上げますと、我孫子町駅前の道路予定地のところだけで200～300羽くらいハト・カラスがいます。餌は夜中の3時から明け方6時くらいまでに撒いている。その間に、猫に餌をやっていて、それはタッパーに入れたうえで回収されている。

ハト・カラスは夜中に餌を撒いても鳥は鳥目なので取りに来ない。朝が来た瞬間に落ちている餌目がけて一斉に群がってくるということです。与えられた餌については一定食べつくしてはおります。

時間が経ったら、ほとんど与えた餌、食パンやお米は無くなっている状況ではございますが、その下には糞が落ちている。電線の下とかにも糞が落ちているという状況がございます。

一方で食べるときに一斉に羽ばたくと相当な風圧が発生しまして、臆病なので車の音がドンとかなっただけドッと200羽とかハト・カラスが飛び立ちます。一般道路を歩いていたら相当な風圧を感じます。そこに落ちていた羽が一般道路に飛んでくるという形で、家の前まで羽が飛んできて、家の前の電線の下に糞も落ちている。これをいつまでも放置しないでくださいということです。

道路だけでなく、中学校では、子供さんが歩道にまかされている餌、後に残った羽や糞が汚くて気色悪いということで、せっかく歩道を作っているにも関わらず汚くて怖いから通れないということで車道にまで出て通学路を歩いておられる。非常に危険だということで地元の方々が問題視されています。そこで今回陳情書が出されたということです。

**【田島座長】**

ただいまの説明について、何かご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

これ以上のご質問がないようですので、議題1に戻ります。どうもありがとうございました。

**【西尾課長】**

どうもありがとうございました。早口で申し訳ありませんでした。本日は貴重なお時間ありがとうございました。よろしく願いいたします。

**【事務局：津崎】**

西尾課長におかれましてはその後、公務のため、ここで退席とさせていただきます。本日はありがとうございました。

それでは議題1「『犬猫の理由なき殺処分ゼロ』に向けた行動計画の進捗状況について」、事務局から説明をさせていただきます。

今年度から新たにご就任いただいた委員の方もおられますので、まずは資料1-1を用いて、概要から簡単に説明いたします。

第1の「行動計画の背景と目的」について、本市での犬猫の現状は、殺処分数が減少してきて

いるものの、政令指定都市の平均と比較するとまだ多く、さらなる削減のための取り組みを実施し、大阪・関西万国博覧会が開催される 2025 年までの達成を目標としています。

第 2 の「大阪市での犬猫の収容状況」について、本市における、平成 30 年度の殺処分数は、犬が 20 匹、猫が 752 匹、合計 772 匹となっています。それに対し、政令指定都市の平均値は、平成 29 年度において、犬 12 匹、猫 280 匹、合計 292 匹となっており、平成 30 年度の平均値はさらに少なくなっていることが見込まれます。

続きまして第 3 の「犬猫の理由なき殺処分ゼロに向けた取組」について、一つ目に、犬猫の殺処分の削減に向けた取組、二つ目に、犬猫の収容を未然に防ぐための取組み、三つ目にさまざまな活動主体と協働した取組みを挙げています。

その「具体の取組みにあったて」は、第 4 に示すとおり、12 の基本的な枠組みを設け、具体の取組内容と取組方針を定めています。

それぞれの枠組みにおける令和元年 9 月末までの進捗状況については、資料 1 - 2 の 14 ページ以降にお示しさせていただいております。

ここまでで、ご質問がなければ、それぞれの項目について、ご説明いたします。

それでは進めさせていただきます。14 ページの項目 1 に対するこれまでの取組みといたしまして、大阪市の現状をホームページに公開しているほか、昨年度の猫の引取りと苦情があった地域を町単位で集計し、各区の状況に応じた対策を促しています。平成 29・30 年度の取組みに示すとおり、犬と猫の収容数は減少傾向にあります。

続いて項目 2 に移りたいと思います。15 ページをご覧ください。項目 2 に対するこれまでの取組みとして、(1) 野犬対策の徹底、(2) 哺乳期猫譲渡推進事業の推進、(3) 譲渡会の充実を図っています。

平成 29・30 年度の取組みの項目に示すとおり、哺乳期猫譲渡推進事業は譲渡団体の協力のおかげで実績も上がっている一方、哺乳期猫の死亡事例も、平成 29 年度の 1 匹から平成 30 年度は 9 匹となっており、事業推進に伴う猫の健康状態の見極めや、最終譲渡先の確保が課題となっています。

また、一般譲渡においても、従来から譲渡対象の成犬・成猫について不妊去勢手術を実施しているほか、平成 29 年度から猫とのふれあいスペースの設置や、SNS による情報発信により、譲渡数は増えています。今後は、譲渡した子犬・子猫の不妊去勢手術の徹底や、譲渡対象基準に満たない犬のトレーニング方法などが課題となっています。

項目 3 は 17 ページをご覧ください。項目 3 に対するこれまでの取組みとして、毎年 4 月と 10 月の「犬猫を正しく飼う運動」強調月間や、動物愛護フェスティバルなどで、マイクロチップ装着の推奨と所有者明示の広報啓発を実施しています。

大阪市に収容される犬・猫への装着はほとんど見られないのが現状ですが、今回の法改正により、動物販売業で犬猫へのマイクロチップ装着が義務付けられる予定となっていることから、大阪市としてもいっそう普及啓発に取り組んでまいります。

項目 4 に移ります。19 ページをご覧ください。項目 4 に対するこれまでの取組みとして、命の大切さを学ぶ機会の増加として、一部の小学校において「命の時間」講座を実施しているほか、ふれあい事業の拡充を図っています。

平成 29・30 年度の取組みに示すとおり、ふれあい事業への参加者数は年々増加しており効果を

上げている一方、小学校における「命の時間」講座の実施が伸び悩んでおり、課題の一つとなっています。

項目5は21ページをご覧ください。項目5に対するこれまでの取組みとしては、広報活動の強化と「ロゴマーク」の活用を進めています。

今年度の新たな取組みといたしましては、大阪市が大阪芸術大学及び近畿大学と実施した「大学連携ポスタープロジェクト」において作成された、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」の啓発用大判ポスターが、8月と9月に大阪メトロの22駅に掲示されました。

続いて項目6に移ります。24ページをご覧ください。項目6に対するこれまでの取組みとして、(1)高齢者の飼育困難による飼育放棄や多頭飼育崩壊の未然防止を図るための関係所属との連携、(2)「街ねこ事業」、「公園猫事業」をより効果的で利用しやすい制度にするための再構築を図っています。

今年度の新たな取組みといたしましては、平成30年度に実施した高齢者飼育の実態を把握するためのアンケート調査をもとに、犬猫の飼い主向けの啓発用リーフレットを作成しているほか、「街ねこ事業」及び「公園猫事業」の関係職員を対象に、健康局と建設局による合同研修会を実施しました。

以上項目6まで早口で説明させていただきましたが、ここまでで何かご質問はありますでしょうか？

**【富永委員】**

すいません、2のところの哺乳期の仔猫の譲渡のお話のなかで、仔猫の死亡数が1から9になったというお話だったのですが、どのような理由で亡くなったのか伺いたいです。

**【事務局：津崎】**

哺乳期の譲渡事業を始めるにあたりまして、まずモデル実施ということで取り組んでいました。どの状態まで育てている猫を譲渡するかということで、平成30年度に基準を設けたのですがけれども、さらに譲渡の幅を広げるために、基準に満たない体重の仔猫も譲渡していく試みを行いました。それに伴って死亡してしまうという事例がありました。そのところの健康状態の見極めと維持管理が課題かなと考えております。

**【富永委員】**

ありがとうございました。

**【山移委員】**

すいません。項目6についてお聞きしたいのですが、具体的にいいますと、高齢者、市営住宅に住んでいる、介護を受けている、生活保護も受けているという場合は社会福祉協議会等の組織が3つくらい関連してきますよね？それらと連携して対応にあたるというそういうことですか？

**【事務局：津崎】**

まずは包括支援センターと見守り相談室という直接要支援者にケアを行っているところに対してアンケート調査を行いまして、高齢者の方や要支援の方がどれだけ動物を飼ってらっしゃるのか、飼っていらっしゃる状況に不安があるのかなのか、そういったところのアンケートを実施致しました。188事例で不安があるというお答えがありまして、対策としてそれぞれの施設の要望をお聞きしたところ相談窓口の一覧がほしいというようなご意見や、飼い主の方に啓発するためのリーフレットがあればといったご意見が多かったので、今回そういった方達に動物を飼うことにどういったリスクがあるのかというようなところを知っていただくためのリーフレットを、今年度作らせていただいております。

これを見守り相談室や包括支援センターが含まれる各区の社会福祉協議会にお願いをいたしましてリーフレットを配架していただいて、そういった犬猫の飼育に困ってらっしゃる方がいれば積極的にビラで啓発してもらおうとともに、そういった方がペットを飼いたいといった場合に、こういったことがあるんですよと事前に予防線を張っていただくためのリーフレットを今回お作りして、活用をお願いしているところです。そういうところから順次協力してなるべく大きな事態にならないように取り組んでいきたいと思っております。

#### 【山移委員】

ありがとうございます。といいますのは、うちの団体もそうですけども、他の団体でも、ケアマネージャーさんが、高齢者が入院するとか施設に入るとかで、ペットの行き先が無いのですけども、引きとって貰えませんかというのを最近よく聞きます。大きなシェルターがあってももう満タンなのです。

自治体がからんでいるのであれば団体に来るのではなくて、とりあえず自治体の方で、関係部署が連携をとりあって事に当たることを先にしてほしいです。窓口があっても収容できないのです。来ていただいても出来ることが無いのです、引き取ることもできない。だからまずは自治体の方に行ってください。もし飼われるのであれば避妊去勢の助成などといったお手伝いはできますよとは言うんですけども、いまほとんどのところが引き取れないのです、満杯だから、そんなのばかりだから。

多頭飼育が崩壊したらまずここに相談が来るわけですね。なので満杯です。だから行政でできることは、まず行政で解決してくださいということをお願いしたいです。

令和3年に環境省がそういう問題に関するガイドラインを作りますというお話がありますよね。でもそれはまだ令和3年で先のことなので、その前に今おっしゃっていたようなこういう対策を考えていただければ予防になると思うんですよ、これから高齢者が増えてきますので、それまでになんとかケアをしたいということです。

#### 【田島座長】

リーフレットの実際の効果はまだわかりませんかでしょうか。

#### 【事務局：津崎】

まだ配布をさせていただいたばかりなので。

【田島座長】

何件くらい相談があったとかも来年にでも貰えればうれしいです。

【事務局：津崎】

相談の全てをこちらで受けるのではなく、各区で受けてもらうという形なので。

【田島座長】

その取り纏めというのは？

【事務局：津崎】

何かしらお示しできる物があれば、検討させていただいてご用意したいと思います。

【田島座長】

よろしく申し上げます。

【富永委員】

そのリーフレットはどこかで見るのでしょうか？

【事務局：津崎】

大阪市のホームページで「飼う前に考えよう」というページがあるのですけれども、そちらの方に掲載をする予定にしています。

【田島座長】

他に何かご意見、ご質問等はございませんでしょうか。それでは次申し上げます。

【事務局：津崎】

それでは残りの項目について説明を続けます。項目7は26ページをご覧ください。

項目7に対するこれまでの取組みとして、民間団体等が活動できる施設に、本市未利用施設である菅原城北大橋管理事務所を候補として調査してまいりましたが、課題が多く、他の未利用施設の選定も含めてたぐいま検討中となっています。

項目8に移ります。27ページをご覧ください。項目8の取組みとして、(1)ペットとの避難対策の構築、(2)災害発生時における民間団体等との協力体制の構築が掲げられていますが、平成30年度に発生した大阪北部を震源とする地震や台風21号の被害により、避難所開設・運営における様々な課題についての議論が継続して行われているところです。

項目9は28ページをご覧ください。項目9に対するこれまでの取組みとして、平成30年度に大阪市動物愛護管理施策推進基金を創設いたしました。また、広報活動の充実に努めてまいったところです。

今年度の新たな取組みとして、9月からグラフィックデザイナーの黒田征太郎氏がデザインしたイラストをプリントしたチャリティーTシャツを大阪市獣医師会において販売していただ

おります。

項目 10 に移ります。29 ページをご覧ください。項目 10 に対するこれまでの取組みとして、平成 30 年 11 月に大阪市動物愛護推進員の方々にアンケート調査を実施しました。

今年度、そのアンケート結果を参考に、4 月に実施された花博記念公園鶴見緑地のイベント会場で、来場者を対象に推進員による犬猫の飼い方相談を実施したほか、7 月に実施した健康局・建設局の合同職員研修において、講師を引き受けていただきました。

項目 11 は 30 ページをご覧ください。項目 11 の取組として、動物飼育が原則禁止されている市営住宅の敷地内について、不適切な餌やりによる周囲の住民等の生活環境に悪影響を及ぼすことがないように、啓発活動等を通じてマナー意識の向上に取り組むとしており、これまでの取組みはページ下段に記すとおり、市営住宅を管理する都市整備局を中心に、広報啓発に努めているところです。

最後に項目 12 は 31 ページをご覧ください。項目 12 に対するこれまでの取組みとして、平成 29 年度に猫舎を改修し、平成 30 年 4 月から、新設した猫とのふれあいスペースの利用を開始しております。さらに、平成 30 年度に犬舎、門扉、フェンスの改修を行い、今年度には改修を行った犬舎に空調設備も設置しました。項目 12 までの説明は以上となります。

**【田島座長】**

ただいまの説明について、何かご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

すいません、項目 11 で、市営住宅敷地内で餌やりをしている場合は、もし後片付けをしなくて汚くなる様なことがあれば、先ほどの条例で規制することができるようになるのですよね。

**【事務局：津崎】**

条例の対象にはなりますが、市営住宅自体が敷地内での餌やり行為を原則禁止しているということもありますので、まずはそのところで管理者から指導が入ることになります。

**【高山委員】**

項目 12 のふれあい事業の参加者数が 64.1%増ということなのですけども、譲渡された数でもその割合は増えているのでしょうか？

**【事務局：津崎】**

収容数自体は減っているのですが、譲渡数自体は伸びておりまして、特に成猫は今まで貰い手があまりなかったのですが、ふれあい施設で触れ合っていたりですとか、SNS で広報することによって、その子目当てで譲渡会に来られる方もかなり増えておりますので、そういったところで成猫は特に数が伸びております。

**【山移委員】**

そういう子たちは全部避妊去勢手術をしているのですか？

**【事務局：津崎】**

成犬・成猫の一般譲渡する子たちについては、基本的に全て不妊去勢手術を行っております。

【田島座長】

何かご質問ありますでしょうか？これ以上のご質問がないようですので、議題3に移りたいと思います。

【事務局：津崎】

それでは議題3「『動物の愛護及び管理に関する法律』の改正について」、事務局から説明をさせていただきます。資料3をご覧ください。

令和元年6月19日に「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。施行は令和2年6月1日の予定となっています。その概要についてまとめたのが資料3になります。スライド右下に番号がナンバリングされていますので、まず2と書いてある1枚目の下の図でご説明させていただきたいと思います。

主な改正内容というところで、枠組みがされていますけれども、そちらの「1」に「動物の所有者等が遵守すべき責務規定を明確化する」と書かれております。こちらにつきましてはスライド番号4に、次のページの下段になるんですけれども、こちらに遵守すべき基準を設けることが検討されているところです。

スライド2に戻っていただいて、こちらのスライドを中心に見ていきます。「2」の「第一種動物取扱業による適正飼養等の促進等」として、「遵守基準の具体化」、「登録拒否事由の追加」、「犬猫の販売場所を事業所に限定」、「犬猫の販売日齢の規制（いわゆる8週齢規制）」こういったものが予定されています。

なお、「遵守基準の具体化」については、具体的な基準の内容がまだ示されていないのが現状です。これは今後省令等で示される予定となっています。また、「8週齢規制」も公布後2年以内の施行となっています。来年の施行時にはまだこちらの縛りが無いというような状態になります。

さらに「3」の「動物の適正飼養のための規制の強化」として、「適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化」、「都道府県知事による指導や立入等の権限強化」、さらに「特定動物に関する規制の強化」、「動物虐待に対する罰則の引き上げ」等が示されています。

今回の改正で、条文に動物虐待についての例示が追加された他、殺傷に対する罰則が「懲役2年、罰金200万円」から「懲役5年、罰金500万円」に、虐待・遺棄に対する罰則が「罰金100万円」から「懲役1年、罰金100万円」に引き上げられております。

そして「5」の「マイクロチップの装着等」に関しては「犬猫の繁殖業者等に対するマイクロチップの装着・登録の義務化」が示されています。この規定は、公布後3年以内の施行となっており、その際に、犬に装着されたマイクロチップは、狂犬病予防法上の鑑札とみなすことができるようになります。

その他といたしましては、「都道府県等の措置等の拡充」等が主な改正点となっており、今後、法律の施行までに、それぞれの基準や条件について、環境省令で順次示される予定となっています。それぞれの詳しい内容につきましては後ろのスライドでそれぞれの項目の状況や解説が示されておりますので、そちらの方をご覧くださいいただければと思います。以上で改正動物愛護管理法の概要につきましてご説明させていただきました。

**【田島座長】**

ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明について、何かご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

**【高山委員】**

マイクロチップ装着についてのことなのですが、今後の取り組みとして具体的に大阪市のマイクロチップリーダーの設置の具体的な数であるとか計画等ありますでしょうか。

**【事務局：津崎】**

マイクロチップの装着に関しましては、すでに啓発は進めておりまして、飼い主さんに対して災害時に非常に有効な手段であるということで、周知を行っているところです。

マイクロチップリーダーにつきましては、動物管理センターは勿論のこと、各区の区役所、保健所業務を行っております各生活衛生監視事務所こういったところにも設置しておりまして、迷子犬や迷子猫そういった動物に対して収容したときにマイクロチップがあるかないか確認できるような体制はとっているところです。

**【高山委員】**

我々動物病院で飼い主さんに聞かれるのですけれども、「どこに行ったらリーダーがあるの？」という形で、あまりご存じない方が多いみたいです。我々動物病院も、もちろん持っていますけれども、具体的な広報をよりしていただければいいのではないかなと思います。

**【事務局：津崎】**

はい。ありがとうございます。

**【田島座長】**

他に何かありますでしょうか？無いようですので、つづきまして、議題4「大阪府動物虐待通報共通ダイヤル『アニマルポリス#7122』について」、事務局から説明をお願いします。

**【事務局：津崎】**

はい。では続きまして、議題4「大阪府動物虐待通報共通ダイヤル『アニマルポリス#7122』について」事務局から説明をいたします。資料4をご覧ください。

大阪市では、動物虐待の疑い事案を掘り起こし、早期発見・改善指導に務めるとともに、市民に対して動物虐待は犯罪であるとの再認識を促し、未然防止を図るため、大阪府が令和元年10月1日に開設した「大阪府動物虐待通報共通ダイヤル『おおさかアニマルポリス#7122』」を活用しております。

この#7122をダイヤルすると、自動音声応答により、通報者から事案発生市町村を確認し、担当自治体の相談窓口につなげるようになっております。資料4のフローチャートをご覧ください。よくわかりますとおり、自動音声で受け付けたものが、大阪市の案件ですと、自動で転送されて、

大阪市の対応窓口につながるということになります。大阪市内の事案については、専門の動物虐待受付相談員が対応し、通報内容を確認のうえ、区役所、動物管理センター分室、または警察に連絡を行い、各部署において聞き取り調査や状況の確認、必要に応じて啓発や指導を行っております。

大阪市が＃7122より受け付けた通報件数は、10月が34件、そのうち動物虐待疑いの事案が17件ございました。警察へ情報提供を実施したのがそのうち2件でした。11月は20件で、そのうち動物虐待疑いの事案が15件、警察への情報提供を実施したのは0件となっております。

多くが、適正飼養の範疇での啓発や指導にとどまっております。警察に情報提供した「散歩している飼い主が飼い犬を蹴っていた」や「地域猫の歯が折られている」という通報についても、警察が通報者の動画や周囲の防犯カメラ等を調べましたが、虐待行為の確認が取れなかったと聞いています。

大阪市では、＃7122以外からも相談を受け付けておまして、これは今まで相談を受け付けていた方法とそのまま同じになるのですけれども、そちらにつきましても、これらの動物虐待を疑う案件につきましては警察と連携しながら対応しております。

なお、資料裏面の「おおさかアニマルポリス」の案内リーフレットは、10月に各動物愛護推進員にも配布しております。この件につきましては、説明は以上です。

**【田島座長】**

ただいまの事務局からの説明につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

**【富永委員】**

大阪市の対応窓口で相談員をして下さっている方はどのような方なのでしょうか？

**【事務局：津崎】**

動物愛護行政の経験者の方を採用させていただきまして、相談対応にあたっていただいているところです。

**【富永委員】**

ありがとうございます。

**【田島座長】**

大阪市の相談件数はいただいたんですけれども、大阪府全体の相談件数をもしお持ちであれば。

**【事務局：津崎】**

今具体的な数字は手元にないので、はっきり申し上げることは出来ないのでけれども、ただ、大阪府に寄せられた案件のうちほとんどが大阪市の案件だと聞いております。

**【田島座長】**

私は大阪市民ではないのですけれども、これを見たことがなかったので、大阪府がどのように

広めてらっしゃるのか大阪府の方にお聞きしたいです。

**【大阪府 岡崎動物愛護総括】**

＃7122を通しての相談件数というということで申し上げますと、10月で67件、11月で42件の相談がありました。

**【田島座長】**

広報の方法といいますか、どのようにして宣伝なさっているのでしょうか。

**【大阪府 岡崎動物愛護総括】**

広報としましては、このダイヤル開設に先立ちまして、府政便りに掲載させていただいたりですとか、府のホームページに掲載したり、あとは知事の定例会見で大々的に発表して下さったのでそれが効果としては一番大きかったのかなと思います。それを受けて各紙で新聞報道もされたようですし、そういったところで広報ははかれたのではと理解しております。

**【山移委員】**

中核市の場合は中核市にふられるのですか？その案件が中核市の中の問題であれば。ここにかかってきても。

**【事務局：津崎】**

それぞれの担当窓口がありまして、中核市は中核市で犬猫の飼い方相談を独自に行っていますので、そういった案件につきましては、中核市の担当部署に転送される形になります。

**【山移委員】**

わかりました。

**【田島座長】**

他にございますでしょうか。それでは無いようですので、次に議題5「平成30年度及び令和元年度動物愛護推進員研修会について」、事務局から説明をお願いします。

**【事務局：津崎】**

はい。それでは議題5につきまして事務局から説明をさせていただきます。まず、資料5-1をご覧ください。

昨年度の動物愛護推進委員の研修につきましては、平成31年3月20日（水）午後2時から、大阪市住之江区にある「おおさかワンニャンセンター」において、府市合同で実施いたしました。

内容としましては、大阪市が実施している「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた行動計画の進捗状況について、報告を行ないました。今回資料1-1、1-2で使っているような資料で説明させていただいております。さらに平成29年度から平成30年度にかけて改修を行った猫舎と犬舎を中心に「おおさかワンニャンセンター」の施設見学を行いました。研修会には本市から

7名、府市合わせて25名の推進員が出席いたしました。

次に資料5-2をご覧ください。今年度の研修会につきましては、令和元年5月24日（金）午後2時から、こちらも市内にございます大阪府咲洲庁舎において、府市合同で実施いたしました。内容といたしましては、大阪府の事業紹介や、大阪府・大阪市における動物愛護推進員の役割について説明を行ったほか、大阪府から「災害時のペット対応」について講習がありました。参考といたしまして、大阪市が研修会で配布した資料を添付しております。こちら1枚目が今年度行った取り組みについての紹介をさせていただいております。それ以外にもこれまでの取り組みとして、各学校の飼育動物に対する相談のフローや、大阪市の取り組みについて紹介しているリーフレットを配布しております。こちらの研修会には本市から5名、府市合わせて18名の推進員が出席いたしました。私の方からは以上です。

**【田島座長】**

ただいまの事務局からの説明につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

これ以上のご意見、ご質問がないようですので、次の「その他」として事務局から何かありますでしょうか。

**【事務局：津崎】**

はい。ではその他といたしまして、毎年実施しているのですが、今回平成30年度に実施した「所有者不明猫適正管理推進事業」実施地域に対するアンケート結果について、ご報告をさせていただきます。資料6をご覧ください。

平成29年度に事業を実施した地域住民にアンケート調査を行いまして、39地域から529名の回答を得ております。詳細については、資料に示すとおりですが、事業を実施したことによる地域の変化については、毎年、好意的なご意見を多くいただいております。所有者不明猫の収容匹数も確実に減少しており、2025年までに「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」を達成するために、本事業の拡充に努めてまいりたいと考えております。なお、平成29年度は延べ109地域において、雄274匹、雌327匹、合計601匹の猫の不妊去勢手術を行っております。私の方からは以上です。

**【田島座長】**

ただいまの説明について何かご意見、ご質問等はありませんでしょうか。その他、ご意見等ありませんか。よろしいでしょうか。

なければ、本日の議題・報告は以上と聞いておりますので、進行を事務局にお返ししたいと思います。ありがとうございます。

**【事務局：津崎】**

田島座長、どうもありがとうございました。それでは最後に、委員の方々あるいは事務局から連絡事項等ありませんでしょうか。

特に無いようでしたら、2025年までの「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」を目指してですね、推進委員の皆様方と一緒に取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞ今後ともご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。それでは第31回大阪市動物愛護推進会議を終了させていただきます。

本日はどうもお忙しい中、誠にありがとうございました。

終了